

## Gi WorldDial契約約款

### 第1条(サービスの定義)

株式会社インボイス(以下「インボイス」といいます)は、本契約約款に基づき、インボイスが定める国際電話サービス提供会社(以下「通信会社」といいます)による国際電話サービス(以下「本サービス」といいます)を利用者(以下「お客様」といいます)に提供します。

### 第2条(サービスの提供範囲および、制限)

- (1)本サービスは、通信会社が定める国際電話サービス契約約款等に基づき提供します。
- (2)本サービスの発信元の提供区域は、インボイスが別途定めるサービスを除き、原則的に国内公衆網に接続可能な地域とします。
- (3)本サービスの接続先の提供地域は、外国の法令又は、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限される場合があります。
- (4)電気通信事業法第8条の規定による重要通信を確保する必要がある場合、通信会社の国際電話通信サービス契約約款等に基づいて通話利用制限を受ける場合があります。
- (5)本サービスは、インボイスが定める以外の通信会社が提供する国際電話サービスとの併用はできません。

### 第3条(申込み条件)

- (1)本サービスの加入申込みを希望されるお客様が、法人である場合、商業登記簿謄本の写しをインボイスへ提出するものとします。
- (2)本サービスの加入申込みを希望されるお客様が、個人である場合、支払方法は、クレジットカードによる支払いに限定されます。但し、インボイスが承諾した場合にはこの限りではありません。

### 第4条(契約の成立)

- (1)本サービスの加入申込みを希望されるお客様は、インボイス所定の申込書に申込み回線番号、必要事項を記入、捺印をした上で、インボイスへ提出し、インボイスが通信会社に対して、申込み回線の登録を申請し、通信会社が登録を承諾した時点において、お客様とインボイスとの間の本サービス利用契約が成立します。
- (2)本サービスの加入申込みは、固定電話・携帯電話・PHSの加入回線ごとに行います。

### 第5条(情報の提供と記録に関する同意)

- (1)お客様は、本サービスの加入申込み、および、利用に関する必要な情報をインボイスに提供し、インボイスがお客様から提供を受けた個人・法人情報を通信会社に提供することに同意するものとします。
- (2)お客様は、通信会社および、インボイスが割引料金算出のためにお客様の接続先電話番号を含む通話明細等を記録することに同意するものとします。
- (3)お客様は、本サービス加入申込みにより、申込んだ回線番号に関わる既に加の他の通信会社が提供する国際通信サービスが解約される場合があることに同意するものとします。

### 第6条(サービスの開始)

第4条(1)項に定める通信会社による登録の承諾後、通信会社から本サービス開始の通知をインボイスが受けた上で、インボイスが定める方法でお客様に通知をしたときから本サービスは開始します。

### 第7条(料金)

本サービスにおいて、お客様は、インボイスが定めた通信料金(付加サービス料金を含む)を毎月支払うものとします。

### 第8条(請求と支払い)

- (1)お客様は、各月の本サービスの通信料金を、金融機関の預金口座振替、銀行振込み、クレジットカードまたは、インボイスが提供するGi通信料金一括請求サービスのいずれかを申込時に選択し、これに従い支払うものとします。但し、お客様が、個人である場合、本サービスの通信料金の支払方法は、第3条(2)項に基づき、原則としてクレジットカードによる支払いに限定されます。
- (2)金融機関の預金口座振替を選択された場合は、インボイスが指定する収納代行会社を通じて、インボイスが指定する期日にお客様の指定する預金口座から振替えることにより支払うものとします。なお、振替当日が金融機関の休日の場合は、翌営業

日とします。

- (3) 銀行振り込みを選択された場合は、インボイスが指定する預金口座、支払期日までに銀行振り込みの方法で支払うものとします。
- (4) クレジットカードを選択された場合は、インボイス指定の各クレジットカード会社の規定に基づきカード会社に支払うものとします。
- (5) お客様は、インボイス指定の各クレジットカード登録後、クレジットカード会員資格を解約手続き等により喪失した場合、又は、クレジットカード会社の判断によりクレジットカードの有効性の承認が得られないとき、本サービスの支払方法は、銀行振り込みに変更される場合があることを予め承諾するものとします。この場合、前(3)項に定める方法により支払うものとします。
- (6) Gi通信料金一括請求サービスを選択された場合は、Gi通信料金一括請求サービス契約約款に基づいて、支払方法を別途選択し、支払うものとします。
- (7) 前(2)(3)項に定める支払いについて、お客様の選択した各支払期日までに支払いがない場合、各支払期日の翌日から支払済みまでの間、年14.5%の利率で算出した遅延損害金を支払うものとします。

#### 第9条(お客様の管理責任および、料金の支払義務)

お客様は、本サービスに加入申し込みをした回線番号(固定電話および、携帯電話・PHS)からの発信利用又は、インボイスが指定する発信方法および、暗証番号(お客様の責任において管理するものとします。)を用いて利用し、これにより生じた通信料金については、たとえお客様以外の第三者が利用した場合であっても、インボイスに支払うものとします。

#### 第10条(権利の譲渡制限)

お客様は、本契約約款に基づく権利及び、義務を第三者に譲渡することは出来ないものとします。但し、相続が発生しインボイスが申し込み回線の承継を承諾した場合や会社分割・会社合併などにつき事前にインボイスに承諾を求めインボイスが書面による承諾した場合にはこの限りではありません。

#### 第11条(届出事項の変更)

- (1) お客様は、インボイスに登録をした内容(法人名(代表者の変更を含む)・氏名・住所・請求書送付先・連絡先・支払方法・申し込み回線番号等)に変更が生じる場合、速やかにインボイス指定の方法でその変更が生じる迄に届出をするものとします。
- (2) 前項の届出があったときは、お客様は、インボイスが、その届出のあった事実を証明する書類の提示を求める場合があることを承諾するものとします。

#### 第12条(サービスの終了)

- (1) お客様とインボイスは、それぞれ相手方に通知することにより、本サービスの利用又は、提供を終了することが出来るものとします。
- (2) 6ヶ月以上にわたり本サービスの利用がない場合、インボイスはお客様に通知することなく、本サービスの提供および本サービスの契約を終了することができるものとします。
- (3) 本サービスの利用又は、提供を終了する場合、インボイスは速やかに通信会社に対して解約手続きを行い、その処理が完了した月末をもって本サービスが終了します。また、お客様は、インボイスがこれら一連の手続きを行うことについて予め同意するものとします。
- (4) 前(1)の場合、お客様又はインボイスが、本サービスの利用又は提供の終了を相手方に通知してから本サービスが終了するまでの間に生ずる本サービスの通信料金は、お客様が支払うものとします。

#### 第13条(契約解除)

- (1) お客様において、次の各号の一にでも該当する場合、インボイスはお客様に通知することにより、本サービスの契約を解除することができるものとします。
  1. 本サービスの申込書上の記載に虚偽の申告があったとき。
  2. お客様が個人でお申込みの場合、インボイス指定の各クレジットカード登録後、クレジットカード会員資格を解約手続き等により喪失した場合、又は、クレジットカード会社の判断によりクレジットカードの有効性の承認が得られないとき。
  3. 第8条(2)(3)(6)項に定める本サービスの通信料金等が各支払期日までに支払われなかった場合、インボイスは、相当の期間を定めて催告し、尚その期日までに支払いのないとき。
- (2) お客様において、次の各号の一にでも該当する場合、インボイスは通知催告その他の手続きがなくても本サービスの契約を解除することができるものとします。
  1. 自己の振り出した手形もしくは小切手が不渡りとなり、または銀行取引停止処分を受けたとき。

2. 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、又は、公租公課の滞納処分を受けたとき。
  3. 破産、民事再生、会社更生、整理もしくは特別清算の申立を受け、または自らなしたとき。
  4. 解散を決議または他の会社と合併したとき。
  5. 信用状態に重大な変化が生じたとき。
  6. 本サービスの利用上、インボイスの信用を著しく喪失したと認められたとき。
  7. 前各号の一にでも該当し、発生する恐れがあるとインボイスが認めたとき。
  8. その他、本契約約款の一にでも違反したとき。
- (3) インボイスが契約解除を行い、本サービスが終了するまでの間に生ずる本サービスの通信料金は、お客様が支払うものとします。

#### 第14条(責任の範囲)

- (1) お客様がインボイスの算出する本サービスの通信料金等に関して疑義が生じた場合等は、お客様とインボイスとの間で解決するものとします。
- (2) インボイスは、本サービスにおいて、通信会社の通信障害等により、お客様が他の国際通信手段を利用し、生じた通信料金等又は、これに伴う一切の損害等について、その補償の責は負わないものとします。
- (3) インボイスは、第12条(1)項、第13条(1)(2)項に基づき契約解除を行ったことにより生じた損害等について、その補償の責は負わないものとします。

#### 第15条(秘密保持)

インボイスは、電気通信事業法第4条に則り、本サービスの提供に関して知り得たお客様の本サービスの利用状況等に関する情報を他者に漏洩しないものとします。

#### 第16条(個人情報の収集・保有)

インボイスは、申込書に記載された個人情報、および、契約期間中に収集した、本サービス提供上必要な個人情報を保有いたします。

#### 第17条(個人情報の利用)

インボイスは以下の目的で個人情報を利用し、お客様は予めこれに同意するものとします。

1. 本サービスの提供のため。
2. インボイス及び子会社、孫会社、協業会社等の営業活動のため。
3. マーケティング活動、研究開発活動のため。

#### 第18条(個人情報の提供)

インボイスは以下の目的で提供先に対し、必要最小限の個人情報を提供することがあり、お客様はこれを承諾するものとします。

1. 本サービス提供上、通信会社に対する開示が必要な場合。
2. お客様が発生した債権が、インボイスの定めにより不良なものと認められ、債権回収を行う場合。
3. 印刷会社等へ印刷を依頼する場合。
4. マーケティング、研究開発活動のため、集計、コンサルティング等を依頼する場合。
5. その他の目的で、事前にお客様に許可を得た場合。
6. 法令に基づき、提供が必要な場合。

#### 第19条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1) お客様はインボイスに対して、自己に関する個人情報を開示するよう、書面にて要求することが出来ます。インボイスは個人情報の開示要求を受けた際には、有償にて、お客様の個人情報を利用場所に郵送いたします。
- (2) お客様は、インボイスに対して書面にて個人情報の訂正を求めることが出来ると同時に、最新の個人情報をインボイスに対して提出する義務を負うものとします。

インボイスはお客様からの問合せに対し、本人確認のため、登録の有る個人情報に基づいて折り返しの連絡を行うことが有ります。このため、個人情報の訂正を怠ると、インボイスに対しての問合せが行えないことが有ります。

#### 第20条(紛争処理)

本サービスについて、お客様とインボイスとの間に紛争が生じた場合、訴額に応じて東京簡易裁判所又は、東京地方裁判所を

第一審の管轄裁判所として、解決を行います。

#### **第21条(契約約款の適用)**

(1)本契約約款にて定めのない事項に関しては、通信会社の国際電話通信サービス契約約款等に基づくものとします。

(2)インボイスは、必要に応じて本契約約款を変更できるものとし、この場合、料金その他の提供条件は、変更後の契約約款によるものとします。

(2007年8月改定)

#### **●Gi WorldDialに関するお問い合わせ**

フリーダイヤル:0120-888-448 (携帯・PHSからは03-6408-2610 年末年始除く平日9:00~17:30)